

申 請

平成24年5月28日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦 殿

千葉県知事
鈴木 栄治

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成24年5月25日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

1 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること。

- ① 野田市において産出された茶（一番茶以降）
- ② 富里市において産出された茶（一番茶以降）
- ③ 山武市において産出された茶（一番茶以降）

2 解除を申請する理由

別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

① 野田市で産出される一番茶以降の茶

野田市の現在までの検査結果

	品 目	地点 (※)	採取日	測定結果
				放射性セシウム (Bq/kg)
野 田 市	一番茶 (生茶)	野田市①	H23 5/24	763
	二番茶 (荒茶)	野田市②	H23 7/13	1,840
	一番茶 (飲用茶)	野田市①	H24 5/22	5.0
		野田市②		7.4
		野田市③		4.9

(※)

検査地点の選定方法

本県の最北西端に位置する野田市は、東は利根川、西は江戸川に囲まれた低地をひかえ、中央の関東ローム層からなる台地の畑地帯と両河川沿いの沖積地からなる水田とからなっている。

また、市は、7の旧市町村からなるが、茶の栽培は、このうち旧野田市に属する目吹地区で1戸の農家の1ほ場で栽培されている。今回のほ場は、放射性セシウム濃度が高く出た地点を含め、3地点を選定した。

② 富里市で産出される一番茶以降の茶

富里市の現在までの検査結果

	品 目	地点 (※)	採取日	測定結果
				放射性セシウム (Bq/kg)
富 里 市	一番茶 (生葉)	富里市①	H23 5/24	635
	三番茶 (荒茶)	富里市①	H23 8/24	1,320
	一番茶 (飲用茶)	富里市①	H24 5/22	3.6
		富里市②		4.3
		富里市③		7.1
富里市④		3.1		

(※)

検査地点の選定方法

本県の北部、北総台地のほぼ中央に位置する富里市は、平坦な畑作地帯が広がっている。

また、市は、16地区からなるが、茶は、このうち4地区に4製茶業者のほ場で栽培されている。今回のほ場は、放射性セシウム濃度が高く出た地点を含め、4業者の1ほ場ずつを選定した。

③ 山武市で産出される一番茶以降の茶

山武市の現在までの検査結果

	品目	地点 (※)	採取日	測定結果
				放射性セシウム (Bq/kg)
山武市	一番茶 (生葉)	山武市①	H23 5/24	639
	三番茶 (荒茶)	山武市②	H23 8/17	1,230
	一番茶 (飲用茶)	山武市①	H24 5/17	3.4
		山武市②		4.7
		山武市③		5.8
		山武市④		5.4

(※)

検査地点の選定方法

本県の東部に位置する山武市は、九十九里海岸地帯とその後背地としての広大な洪積平野及び標高40～80mの低位台地からなる丘陵地帯とからなっている。

また、市は、旧4町村からなるが、茶の栽培は、このうち旧山武町に属する日向地区と睦岡地区で栽培されており、3社(他市所在)の製茶業者が所有する4ほ場がある。今回のほ場は、放射性セシウム濃度が高く出た地点を含め、すべてのほ場を選定した。

2 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、摘採する茶期ごとに、野田市内、富里市内及び山武市内のそれぞれ3か所の地点においてモニタリング検査を実施し、公表していく。

3 解除後の出荷管理

今回の解除申請地区である野田市における茶の流通は、自らの茶園で生産した茶葉を自家で加工し、主は市内の直売所で販売し、他に庭先販売をしている。富里市における茶の流通は、4社の製茶業者が自社の茶園で生産した茶葉を自社の工場で加工し、販売する、いわゆる「自製、自販」の形態が主である。また、山武市における茶の流通は、3社の製茶業者が、自らの茶園及び周辺農家が生産した茶葉を自社の工場で加工、販売する「自製、自販」の形態が主である。

野田市、富里市及び山武市は、これまでに、23年産茶については、すべて処分するとともに、24年産に向けては、栽培管理による放射性セシウムの低減対策として、深刈りや一部中切りを実施している。

野田市においては、販売先の記録の保存を求め、販売先等の捕捉を可能とする。

富里市においては、各製茶業者に、入荷先の記録に加え、出荷及び販売先の記録の保存を求め、販売先等の捕捉を可能とする。

山武市においては、自園地以外の生茶葉等について、その安全性を確認した上で入荷することとし、入荷先の記録に加え、販売先の記録の保存を求め、販売先等の捕捉を可能とする。

また、野田市、富里市及び山武市においては食用に供する茶の生産はないが、今後、食用に供する茶の生産が開始された場合には、改めて検査を実施することとし、食用に供する茶の基準値である100Bq/kgを超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を実施する。

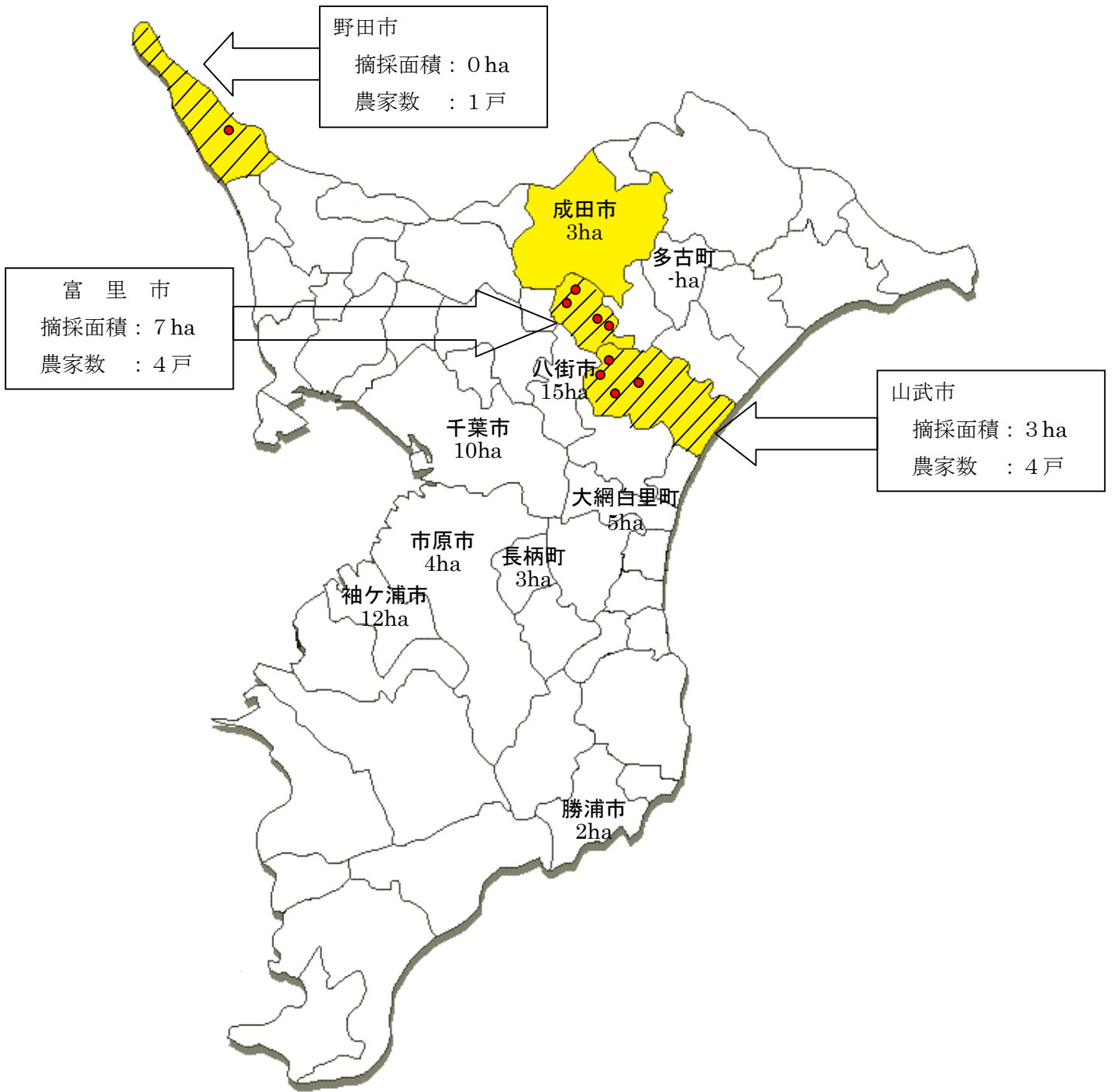
さらに、引き続き出荷制限指示が継続される成田市については、これまで同様、生産者に対し、出荷を行わないよう周知する。さらに、茶葉は、県内の製茶工場に出荷されるので、引き続き製茶工場及び製茶工業団体に対して、出荷制限指示が継続される成田市の茶葉を扱わないよう周知するとともに、巡回指導により徹底を図る。

4 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える結果が出た場合には、即座に当該市からの茶の出荷自粛を要請する。

平成24年5月

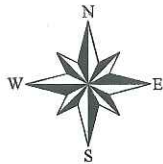
千葉県における茶の出荷制限の解除申請状況



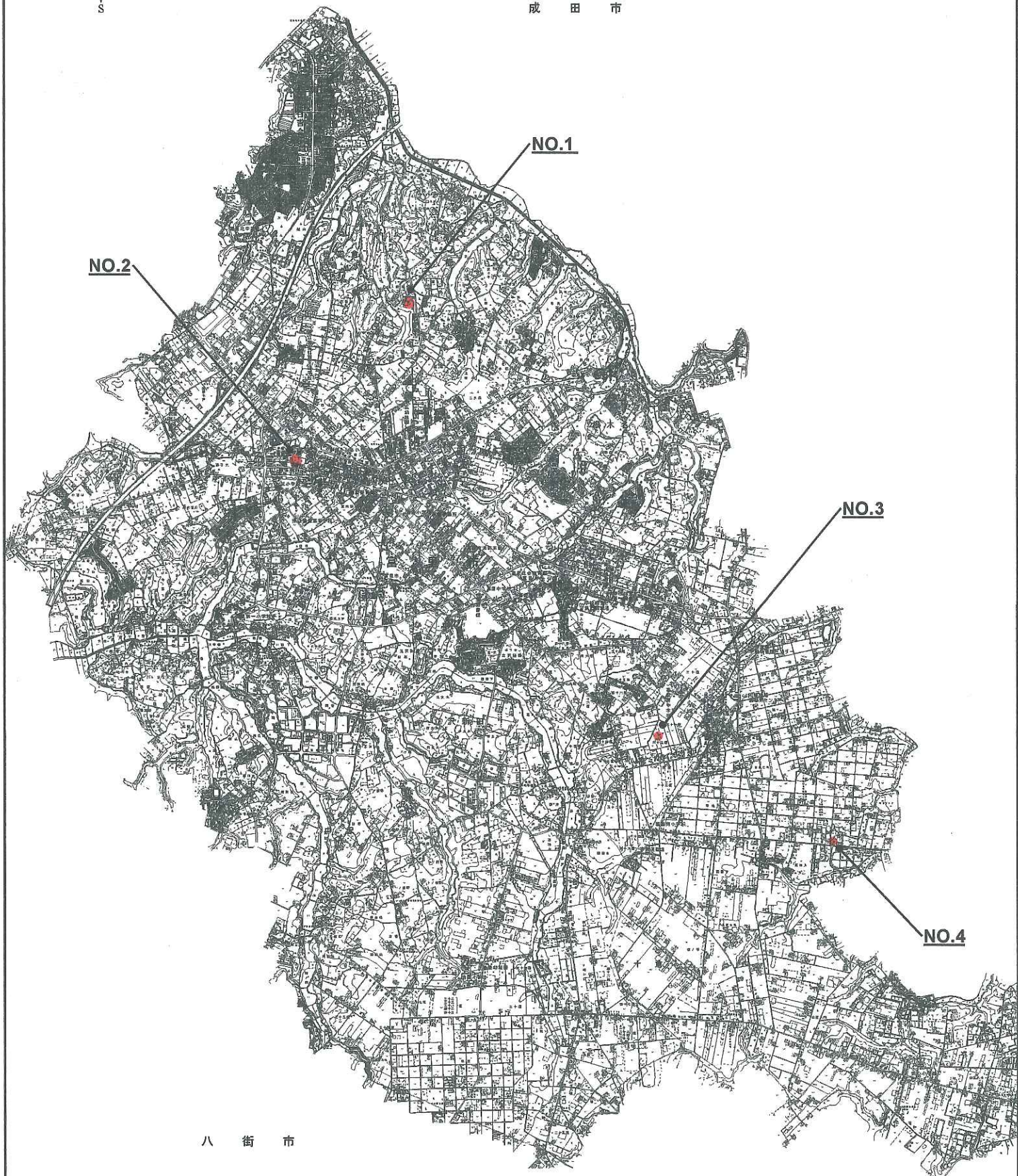
富里市全図

0 475 950 1,900

1:50,000



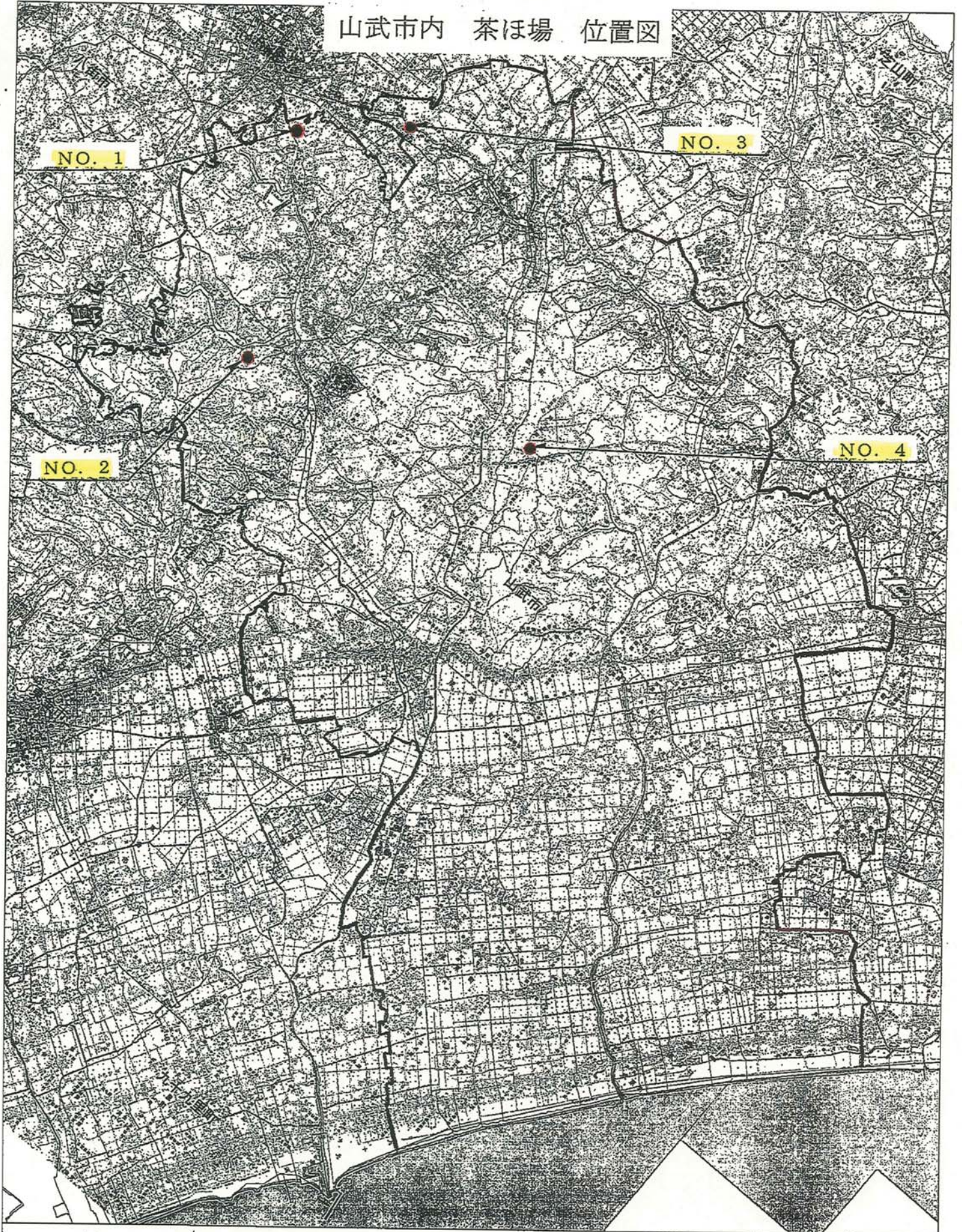
成 田 市



八 街 市

山 武 市

山武市内 茶ほ場 位置図



NO. 1

NO. 3

NO. 2

NO. 4



1:80000